

慶應義塾大学大学院文学研究科英米文学専攻

博士の学位申請および論文審査に関する手引

平成 10 年 4 月 1 日 施行
平成 12 年 6 月 28 日 第一次改訂
平成 13 年 11 月 7 日 第二次改訂
平成 14 年 4 月 6 日 第三次改訂
平成 15 年 11 月 5 日 第四次改訂
平成 28 年 5 月 15 日 第五次改訂

博士の学位申請および論文審査に関する手引

第1条 (学位の名称)

- 1 項 英語学研究、英文学研究ならびに米文学研究、あるいは関連分野の研究を内容とする学位請求論文を提出して、本塾大学大学院文学研究科英米文学専攻（以下、英米文学専攻という）が組織する審査団による所定の審査を受け、かつ本塾大学大学院文学研究科委員会（以下、文学研究科委員会という）による審査に合格した者に対し「博士（文学）」の学位が授与される。〔第8条参照〕
- 2 項 ここに定める学位は英語の公式名称を“Ph.D. in Literature”という。

第2条 (学位申請の資格)

- 1 項 英米文学専攻において第1条に定める学位を申請する者は次の2項および3項に定めるものの内いずれかの資格に該当しなければならない。
- 2 項
 - ① 本塾大学大学院文学研究科後期博士課程（以下、後期博士課程という）の必要単位を取得して退学する見込みの者または後期博士課程に入学して6年未満の者。ただし入学後、標準修業年限内に休学または留学をした場合はこの限りでない。
 - ② 論文執筆計画についての面接審査を受け論文執筆資格を取得した者。〔いわゆる課程博士の資格〕〔第3条参照〕
なお、後期博士課程の必要単位を取得して退学し、2項①に定める期間内に学位請求論文を提出しなかった者は、いわゆる論文博士として論文を提出する資格を有するが、第3条に定められた「博士論文執筆資格審査」に合格し、また第6条に定められたいわゆる課程博士としての要件を満たさなくてはならない。
- 3 項 前項に定める資格に該当しない者。〔いわゆる論文博士の資格〕

第3条 (博士論文執筆資格審査)

- 1 項 課程博士の学位申請者は、学位論文提出に先立って、面接による博士論文執筆資格審査（以下、資格審査という）に合格していなくてはならない。
- 2 項
 - ① 資格審査は、第6条に定める審査対象の要件を満たしていない場合でも申請することができる。
 - ② 資格審査は、後期博士課程に入学して6年未満（ただし入学後、標準修業年限内に休学または留学をした場合はこの限りでない）の任意の時期に受けることが出来るが、後期博士課程在学中に受けることが望ましい。
- 3 項
 - ① 申請者は資格審査の時期を指導教員と相談の上決定する。指導教員は、英米文学専攻の他の文学研究科授業担当者に報告して、資格審査の日時を決定する。
 - ② 資格審査の審査団は、指導教員の申請により英米文学専攻の文学研究科授業担当者を中心に構成される。

- 4項 申請者は、審査の資料として、事前に博士論文の草稿1章分と文献リスト、および博士論文梗概を提出しなくてはならない。
- 5項 資格審査は原則として年2回（1月と7月）に行う。

第4条（審査の種類）

- 1項 いわゆる課程博士（以下、課程博士という）の学位申請者は論文審査および面接審査を受けなければならない。
- 2項 いわゆる論文博士（以下、論文博士という）の学位申請者は論文審査、面接審査ならびに面接による学識審査を受けなければならない。

第5条（審査団の構成）

- 1項 ① 第4条に定める審査をおこなう審査団は英米文学専攻の専任教員の協議により構成し、その構成員は次の2項から4項までに定める資格と任務とを有するものとする。
② 審査団の構成員は文学研究科委員会の承認を得ることを要する。〔第10条1項②③、同条2項①②参照〕
- 2項 ① 主査1名。主査の資格は英米文学専攻の専任教授で、文学研究科委員会の委員であることを要する。
② 主査は、副査および必要に応じて学識審査の担当者を選任し、論文審査等の全般を統括する。
- 3項 ① 副査2名以上。副査は必ずしも本条2項①に定める資格を要しない。
② 副査は主査を補佐し、論文審査および面接審査をおこなう。
③ 副査の内1名は海外の大学研究者またはこれに相当する者を任ずることができる。ただし、その任務を論文審査に限ることを妨げない。
- 4項 ① 学識審査の担当者1名。学識審査の担当者は必ずしも本条2項①に定める資格を要しない。
② 学識審査の担当者は学位申請者の学識を面接により確認する。

第6条（課程博士の審査対象および審査申請の要件）

- 1項 課程博士の審査対象は、次の2項に定める業績でなければならない。
- 2項 ① 「博士（文学）」の学位請求論文1点。
② 学位請求論文は英語によるものとし、その長さは8万語以内とする。ただし文献表および索引は含まない。8万語を超える場合は、審査団の許可が必要になる。また、英語のアブストラクトを添付することを要する。
③ 学位申請者は学位請求論文の提出時まで、審査制度のある学会誌または学術雑誌に、投稿による学術論文が1点以上掲載されていなくてはならない。その内少なくとも1点は、日本英文学会、日本アメリカ文学会、アメリカ学会、日本英語学会、日本言語学会等の全国規模の学会、あるいはこれに相当する海外の学会もしくは大学・研究所により審査を経て出版されたものであることを要する。また、その内少なくとも1点は英語論文でなければならない。

- ④ 学位申請者は学位請求論文の提出時まで、学会活動の一環として日本英文学会、日本アメリカ文学会、アメリカ学会、日本英語学会、日本言語学会等の全国規模の学会、あるいは海外の相当する学会もしくは大学・研究所において口頭発表を1回以上おこなっていないなければならない。

第7条 (論文博士の審査対象および審査申請の要件)

- 1 項 論文博士の審査対象は、次の2項に定める業績でなければならない。
- 2 項 ① 審査団および文学研究科委員会が学位請求論文に相当し「文学(博士)」の学位を授与するにふさわしいと特に認める学問的業績。
- ② ここに定める学問的業績は日本語または英語のいずれによるかを問わない。
- ③ ここに定める学位は名誉の称号授与に用いてはならない。
- ④ 学位申請者は学位請求論文もしくはこれに相当する業績の提出時まで、学会活動の一環として日本英文学会、日本アメリカ文学会、アメリカ学会、日本英語学会、日本言語学会等の全国規模の学会、あるいは海外の相当する学会もしくは大学・研究所において口頭発表を1回以上おこなっていないなければならない。

第8条 (研究の範囲)

- 1 項 第1条1項①に定める各研究は次の2項①から④までに定める範囲でなされたものとする。
- 2 項 ① 英語学研究は言語学研究を含むものとする。
- ② 英文学研究は英国文化研究を含むものとする。
- ③ 米文学研究は米国文化研究を含むものとする。
- ④ 関連分野の研究は英国および米国以外の国または領域における英語もしくは英語文学・文化に関する研究を含むものとする。

第9条 (学位申請の手続き)

- 1 項 ① 学位申請者は申請手続をする前に、課程博士の場合は英米文学専攻に所属する指導教員、論文博士の場合は関係する専門分野の英米文学専攻に所属する教授の許可を受けなければならない。
- ② 学位申請者は申請手続にあたり、学位規定に従い次の2項①から⑤にまで定める書類および学位請求論文等を学生部に提出しなければならない。
- 2 項 ① 学位申請書1通。[慶應義塾大学学位規定別表5、6参照]
- ② 履歴書1通。[同参照]
- ③ 論文目録4部。[同参照]
- ④ 学位請求論文要旨(日本語)2部。ただし、この要旨は複数ページにわたることを妨げない。[同参照]
- ⑤ 学位請求論文(アブストラクトを含む)各3部。
- 3 項 学位申請者は文学研究科委員会の承認により受理されることを要する。

- 4 項 審査団により学位請求論文の部分的加筆および改訂を求められた場合、学位申請者は審査期限内にこれをおこない、新たに印刷・製本したもの3部を審査団に再提出して再審査を受けなければならない。〔第10条3項①②参照〕

第10条 (審査の手順)

- 1 項 ① 学位申請者により申請手続の申し出があった場合、英米文学専攻の専任教員は該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致するか否かを判定する。
② 該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致する場合、英米文学専攻の専任教員は第5条2項①に定める主査の候補を選任する。
③ 選任された主査の候補は第5条に基づく審査団を内定する。
- 2 項 ① 審査団は文学研究科委員会の承認により成立する。
② 審査団が文学研究科委員会の承認を得た場合、主査は書面によりその成立と構成員とを学位申請者に通知する。
- 3 項 ① 審査団は、学位申請の受理から1年以内に文学研究科委員会に対し審査報告を行う。
② 論文審査および面接審査の結果、部分的加筆および改訂により審査期限内に合格基準に達する学位請求論文の再提出が可能と判断した場合、審査団はその再提出を許可してこれを再審査する。
③ 審査団による審査の完了にともない、審査団は学位請求論文の審査を文学研究科委員会の議題とするよう文学研究科委員長に申請する。
- 4 項 ① 文学研究科委員会の審査にそなえて、主査は所定の形式により学位請求論文の審査要旨を作成し、文学研究科委員長に提出する。
② 主査は文学研究科委員会の審査結果を、書面により学位申請者に通知する。
- 付則 ① この手引は平成10年度より施行する。
② この手引は必要に応じて改訂することができる。

付録（１）

慶應義塾大学学位規定（抜粋）

昭和31年2月17日制定

平成26年1月31日改正

（課程による博士学位の授与要件）

第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えられる。

（論文による博士学位の授与要件）

第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」という。）された者に与えられる。

（学識の確認の特例）

第6条 ① 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

② 学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしくはすべてに代えることができる。

（課程による学位の申請）

第7条 ② 第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、指導教員を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

（論文による学位の申請）

第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

（審査料）

第9条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者に対する審査料は、次のとおりとする。

- 1 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出しないで退学した者 50,000円
- 2 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で前号の定め以外の者 70,000円
- 3 前2号のいずれにも該当しない者 100,000円
- 4 本塾専任教職員である者 20,000円（医学研究科については40,000円）

（審査ならびに期間）

第10条 ② 博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

（審査委員会）

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等を行うために、関係指導教員および関連科目担当教授等2名以上からなる審査委員会（主査および副査）を設置しこれに当たらせる。

(審査結果の報告・判定方法)

第12条 ① 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開陳する。

② 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試験の可否を決定する。

③ 前項の議決は、無記名投票をもって行う。

(学位授与)

第13条 ① 修士または博士の学位は、研究科委員会において学位論文の審査ならびに試験に合格した者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第15条 ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りではない。

② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会が適当と認めた場合、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の表示)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(慶應義塾大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第17条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てその学位を取消すものとする。

(学位記および書類)

第18条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は、別表1から別表6までのとおりとする。

単位取得退学および在学期間延長について
『平成28年度（2016年度）大学院履修案内』掲載事項（抜粋）

1. 単位取得退学

大学院後期博士課程修了に必要な単位を取得し、規定の学年数（3年（6学期））を満たした場合、単位取得退学者として教育課程を修了することができます。上記の条件に該当し、単位取得退学を希望する場合は、塾生向けサイトから所定用紙をダウンロードのうえ、下記の期日までに提出してください。

〈単位取得退学者のメディアセンターの利用について〉

退学手続き後、3年以内に博士論文を提出する予定がある方には希望に応じて「塾員貸出券」（有料）を発行します。

有効期限・料金：申込日より6か月（6,000円）または1年（12,000円）。最終有効期限は退学後3年。

サービス範囲：三田メディアセンターおよび日吉・白楽・薬学の図書の貸出（大学院生と同等の冊数・貸出期間）。理工学・藤沢は閲覧利用のみ

※データベース、電子ジャーナル利用、文献複写申込み、学外資料の取寄せ、紹介状発行は不可

手続き：「塾員貸出券申込書」（三田メディアセンター1階メインカウンターで配布）に記入し提出
※申込書には指導教員のサインと捺印が必要

2. 在学期間延長許可願

3年間（6学期間）の在学中に後期博士課程修了に必要な単位を取得した者で、博士論文作成にまだ時間を要する場合、1年または1学期を単位として在学最長年限（6年（12学期））を超えない範囲で在学期間の延長を許可することができます。その場合は、塾生向けサイトから所定用紙をダウンロードのうえ、下記の期日までに提出してください。

なお、在学期間延長中の休学・留学は、在学年数に加算されますので、注意してください。また、在学期間延長中に休学・留学する場合でも、在学期間延長届の提出は必要です。

	単位取得退学	在学期間延長
提出書類	所定の「単位取得退学届」	所定の「在学期間延長許可願」
提出期限	〈春学期〉2016年7月29日（金）16：45 〈秋学期〉2016年1月31日（火）16：45	
提出場所	学生部文学研究科担当窓口	
注意事項	所定用紙は塾生向けサイト（ http://www.gakuji.keio.ac.jp/mita/bunken/ ）からダウンロード ※提出用紙には指導教員の許可印が必要です。 複数の教員の指導を受けている場合など、万一自分の指導教員が不確かな場合は、事前に学生部文学研究科担当に確認してください。	